



# 所得税確定申告・市県民税申告の準備はお済みですか？

税務課住民税係 ☎75-4977

**受付期間 2月16日（木）～3月15日（水）**（※土日祝日を除く）

受付時間 8:30～15:00（相談は9:00から行います）※12:00～13:00は休憩

受付場所 うきは市役所 1階ロビー ※相談会場は3階大会議室です

所得税は、納税者自身が所得と税額などを計算し、正しい申告と納税をする「申告納税制度」をとっています。

また、所得税がかからない人（所得が所得控除額以下の人）でも、営業・農業・不動産等の所得がある人は、所得状況把握のため市県民税の申告が必要になります。該当する人は必ず申告をしてください。（広報うきは1月1日号参照）

## 新型コロナウイルス感染防止策を講じた上で開設します。

受付後（番号札を取得後）、順番が近づくとスマホや携帯電話に連絡をいたしますので、会場に待機する必要はありません。

その他に、検温の実施、マスクの着用、最少人数でのご来場等、納税者の皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



## 確定申告をする必要がある人

### ◎事業所得があった人

- 商業、工業、農業などの自営業を営んでいる人
- 地代、家賃などの所得のある人

※白色申告者でも、事業所得、不動産所得を生ずる業務を行っている場合は、確定申告をするときに、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した「収支内訳書」の添付が必要です。

### ◎給与所得があった人

給与所得者の所得税は、通常年末調整で精算されますが、次のような人は確定申告が必要です。

- 給与の年収が2千万円を超える人
- 『給与所得・退職所得』以外の所得金額の合計が20万円を超える人
- 2ヶ所以上から給料を貰っている人

## 確定申告の流れ

事前に、確定申告に必要な書類（明細書・証明書等）をそろえ、医療費控除や事業等の収支内訳書等の計算を済ませた上で、次の①②③いずれかの方法で申告をしてください。

### ①市役所の相談会場で申告

会場等については上部をご確認ください。

以下の申告については、ほかの所得申告を作成後、久留米税務署での申告をお願いすることがあります。

#### ■分離課税での申告

土地や建物を売った譲渡所得（収用）・株式等の譲渡・配当所得、山林所得など

#### ■専門的な知識が必要なもの

先物、仮想通貨の取引、住宅借入金特別控除

■青色申告、消費税申告は今まで通り本会場での受付はできません。

### ②自宅のパソコンから申告

#### ■国税庁のホームページ

「確定申告書等作成コーナー」で金額を入力し、税額などを自動計算。提出用の申告書を印刷し、書類を税務署へ郵送

#### ※確定申告書等作成コーナー

(<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>)

#### ■インターネットのe-Tax

(イータックス:国税電子申告・納税システム)

データを送信すれば申告完了!

スマホでも申告できます。

※詳しくはホームページをご覧ください。

(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)

### ③久留米税務署で申告

2月8日（水）～3月15日（水）（土日祝日を除く） 受付時間：9:00～16:00

当日配布（先着順）か、LINEからの事前予約による入場整理券が必要です。

※駐車場は大変混雑します。事故防止のため、満車時の国道沿いでの入場待ちはご遠慮ください。

●問合せ久留米税務署 課税第1部門 ☎0942-32-4461（自動音声案内に従い、「2」を選択）

次ページへ続く

## 確定申告に必要なもの

### ①本人確認ができるもの（申告者本人のもの）

- マイナンバーカード（写真入りの個人番号カード）か、通知カード（記載変更なしのみ）と本人確認書類（免許証、保険証など）
- ※扶養親族等がいる方は扶養親族等のマイナンバー記載が必要です。

### ②税務署から送付された「申告書」「案内ハガキ」

- 送付されている人のみ
- ※利用者識別番号の記載があるもの

### ③令和4年中の所得が証明できるもの

- 給与、年金などの「源泉徴収票」  
個人年金支払金額等のお知らせ  
（保険会社によって名称が違います。）
- 給与明細書
- 収支内訳書（事業所得・農業所得のある人）

### ④社会保険料控除証明書

- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの納付証明書、国民年金保険料控除証明書など

### ⑤生命保険料や地震保険料の控除証明書

### ⑥障害者控除を受ける方

障害者手帳など障害を証明するもの（※1）

### ⑦その他各種控除を受ける方はそれらの証明書または領収書

- 寄付金控除や医療費控除（※2）など

### ⑧本人名義の通帳

### ⑨前年の確定申告書、 収支内訳書の控（ある方のみ）

※医療費控除を受けられる方へ  
領収書を「①医療を受けた方ごと」に、「②病院、薬局ごと」に集計し、医療費の明細書を作成してきてください。明細書は税務課窓口でも配布しています。  
集計した領収書を持参しても結構です。生命保険・高額療養費等で補てんされた金額がある場合も併せて集計してください。医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。  
税務署が領収書の提示または提出を求める場合がありますので、領収書は5年間自宅で保存してください。

※農業所得申告をされる方にお知らせです。  
令和4年産の保有米単価は1俵（60kg）  
11,000円と決定しています。

●問合せ 税務課住民税係 ☎75-4977

#### （※1）「⑥障害者控除を受ける方」に該当するもの

障害者手帳等をお持ちでない介護保険要介護認定者で、要介護1～5に認定されている人のうち、一定の要件にあてはまる人。

- 申請を行い「障害者控除対象者認定書」の交付を受け申告してください。  
※交付には申請から1週間程度時間をいただきます。
- 本人または、親族が申請することができます。申請をされる方の印鑑をご持参ください。

- 申請窓口 うきは市役所西別館 保健課・介護高齢者支援係  
うきは市民センター2階 浮羽市民課

●問合せ 保健課・介護高齢者支援係 ☎75-4960



#### （※2）「⑦その他各種控除を受ける方」のうち医療費控除を受ける方

医療保険制度では定期的に「医療費通知（医療費のお知らせ）」をお送りしています。この医療費通知を添付することで、確定申告（住民税申告）の「医療費控除」を申告するときに必要な「医療費控除の明細書」の記入を簡略化することができます。ただし、確定申告期間内の通知ができない診療月もあるため、その場合はご自身で領収書等に基づいて「医療費控除の明細書」に記載してください。

●問合せ 国保・年金係 ☎75-4973

国民健康保険		後期高齢者医療保険	
診療月	発送月	診療月	発送月
12月・1月分	4月	12月～3月分	7月
2月・3月分	6月	4月～7月分	11月
4月・5月分	8月	8月～11月分	2月
6月・7月分	10月	この医療保険ではない期間の保険については、それぞれの保険者にお尋ねください。	
8月・9月分	12月		
10月・11月分	2月		